

新型コロナの影響から命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から、皆様の命と暮らしを守るため、下諏訪町及び国・県では様々な取組・支援を行っています。

生活や仕事、教育などに関して、不安や悩みをかかえている皆様の気持ちにしっかりと寄り添い、引き続き取り組んでまいります。

下諏訪町

令和2年6月

下諏訪町の新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内 (R2.6.15現在)

給付等	特別定額給付金	令和2年4月27日時点で下諏訪町の住民基本台帳に記録されている方 → 一律1人あたり10万円	実施中	下諏訪町総務課 ☎27-1111	…P1
	子育て世帯臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方へ6月分の児童手当の支給と併せて → 児童1人あたり1万円	実施済	下諏訪町教育子ども課 ☎27-1111	…P12
	子育て応援商品券	高校生以下のお子さんがいるご家庭 → 1人あたり1万円分の商品券を配布 → ひとり親世帯には1人あたり2万円上乘せ	準備中	下諏訪町教育子ども課 ☎27-1111	…P12
	小・中学校就学援助	収入が減少した世帯への学校用品・学校給食費等の必要経費の援助	実施中	下諏訪町教育子ども課 ☎27-1111	…P12
	給付型奨学金	町内に1年以上在住し経済的理由により高等学校又は大学等に就学困難である低所得者世帯の子ども → 月額:1万円~2万5千円	実施中	下諏訪町教育子ども課 ☎27-1111	…P13
	感染症予防対策製品等補助金	感染症予防対策製品等を購入する費用の一部を補助 → 購入費用(税込)の2/3の金額 上限10万円	実施中	ものづくり支援センター しもすわ ☎26-2226 下諏訪町商工会議所 ☎27-8533	…P5
	観光事業者等経営支援金	業績が著しく落ち込んでいる宿泊事業者及び主に観光客に対して商品やサービスを提供する観光事業者、飲食店事業者 → 一律10万円	実施中	下諏訪町観光振興局 ☎78-0023 下諏訪町産業振興課 ☎27-1111	…P6
貸付	緊急小口資金	収入が減少し、緊急に一時的な生計維持が困難な世帯 → 20万円	実施中	下諏訪町社会福祉協議会 ☎27-8886	…P1
	総合支援資金	収入減少・失業等され生活の立て直しに資金が必要な世帯 → 単身世帯 :月額15万円 2人以上世帯:月額20万円	実施中	下諏訪町社会福祉協議会 ☎27-8886	…P2
猶予・減免	県税・町税、上下水道・温泉使用料の徴収猶予	納税が困難な方へ、納税や支払の猶予	実施中	下諏訪町税務課 下諏訪町建設水道課 ☎27-1111	…P3
	国民健康保険税、後期高齢者医療保険の減免	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免	準備中	下諏訪町住民環境課 ☎27-1111 長野県後期高齢者医療 広域連合事務局 ☎026-229-5320	…P4
	介護保険料の減免	介護保険料等の減免	実施中	下諏訪町健康福祉課 ☎27-1111 諏訪広域連合介護保険課 ☎82-8161	…P4
キャンペーン等	プレミアム付商品券	1万3千円の商品券を1万円(プレミアム分3千円)で販売 ※1人10冊まで購入可能	準備中	下諏訪商工会議所 ☎27-8533 下諏訪町産業振興課 ☎27-1111	…P5
	しもすわテイクアウト応援キャンペーン	対象店舗でテイクアウトメニュー等を利用した500円以上のレシートを5枚集め、500円分のクオカードや下諏訪商連商品券と引換	実施中	下諏訪商工会議所 ☎27-8533 下諏訪町産業振興課 ☎27-1111	…P5

I

くらしを守るための支援策

生活に関してお困りの方への支援

生活資金の確保のために（経済支援）

特別定額給付金事業

1人あたり10万円の支給が受けられます。

対象となる方	令和2年4月27日時点で、下諏訪町の住民基本台帳に登録されている方
内 容	対象となる方の属する世帯の世帯主の申請により1人あたり10万円を給付
申 請 期 限	令和2年8月24日（月）まで
受付・相談窓口	下諏訪町総務課企画係 ☎27-1111

※給付金詐欺にご注意ください。町や総務省が「特別定額給付金」の給付のために、ATMの操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

緊急小口資金（特例貸付①）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少した方は、一時的な生活資金の貸付を受けられます。

対象となる方	休業などにより収入が減少し、緊急に一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸 付 上 限 額	20万円
据 置 期 間	1年以内
償 還 期 限	2年以内
受付・相談窓口	下諏訪町社会福祉協議会 ☎27-8886 ※相談受付には予約が必要です。事前にお電話にてお問い合わせください。

【償還免除の特例】償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。

総合支援資金（特例貸付②）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したり失業された方は、生活の立て直しに必要な資金の貸付を受けられます。

対象となる方	収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	単身世帯：月額15万円 2人以上世帯：月額20万円（貸付期間：原則3月以内）
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内
受付・相談窓口	下諏訪町社会福祉協議会 ☎27-8886 ※相談受付には予約が必要です。事前にお電話にてお問い合わせください。

【償還免除の特例】償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。

※特例貸付①・②を合わせて、単身世帯が最大65万円、2人以上世帯が最大80万円の貸付を受けられます。

新 緊急小口資金等償還金補給事業（予定）

緊急小口資金（特例貸付①）及び総合支援資金（特例貸付②）の償還については、国の制度による償還免除に加え、長野県独自の支援策として償還金の一部を補助します。

対象となる方	償還時点の月の収入が住民税非課税世帯となる年収基準の1/12相当となる世帯
内 容	償還1年目の償還額を県が補助し、据置期間を2年に延長します。（補助額は、2つの資金合わせて最大16万円） 【補助額】 ・緊急小口資金 最大10万円 ・総合支援資金 単身世帯 最大4.5万円 2人以上世帯 最大6万円 ※償還金の補給は、令和3年4月から実施予定です。
ご 相 談 窓 口	長野県健康福祉部地域福祉課 ☎026-235-7094

県税・町税徴収猶予（特例）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、納税が困難な方は、申請により、最大1年間の徴収猶予を無担保・延滞金なしで受けられます。

対象となる方	次のいずれにもあてはまる方 ①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）で、収入が前年同期と比べて概ね20パーセント以上減少 ②一時に納税することが困難
対象となる税	自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税、 個人住民税、固定資産税など （令2.2.1～令3.1.31に納期限が到来するもの）
ご相談窓口	南信県税事務所 諏訪事務所 ☎57-2905 下諏訪町税務課収納係 ☎27-1111

※上記の特例の対象とならない方も、他の猶予制度の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

上下水道・温泉使用料徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、使用料の納付が困難な方は、申請により徴収猶予を受けられます。

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方
対象使用料	上下水道料、温泉使用料
ご相談窓口	下諏訪町建設水道課水道温泉経理係 ☎27-1111

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の方は減免を受けられます。

対象となる方	被害を受けた国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の方
内 容	・感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 【減免の割合】全部（10割） ・感染症により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯 【減免の割合】2割～10割 (令2.2.1～令3.1.31に納期限が到来するもの)
ご 相 談 窓 口	下諏訪町住民環境課国保年金係 ☎27-1111 長野県後期高齢者医療広域連合事務局☎026-229-5320

※上記の減免の対象とならない場合や、条件により減免の割合が異なりますので、ご相談ください。

介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の方は減免を受けられます。

対象となる方	被害を受けた介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方
内 容	・感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 【減免の割合】全部（10割） ・感染症により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯 【減免の割合】8割～10割 (令2.2.1～令3.1.31に納期限が到来するもの)
ご 相 談 窓 口	下諏訪町健康福祉課介護保険係・高齢者係 ☎27-1111 諏訪広域連合介護保険課 ☎82-8161

※上記の減免の対象とならない場合や、条件により減免の割合が異なりますので、ご相談ください。

プレミアム付商品券

町内店舗・事業者で利用できるプレミア率30%のクーポン券をご利用いただけます。

内 容	13,000円の商品券を10,000円（プレミアム分3,000円）で販売いたします。 ※1人10冊まで購入可能
期 間	令和2年8月上旬から令和3年3月31日まで
ご相談窓口	下諏訪商工会議所 ☎27-8533 下諏訪町産業振興課商工係 ☎27-1111

しもすわテイクアウト応援キャンペーン（飲食店応援企画）

テイクアウトを実施している町内の対象店舗等を利用することにより、特典を受けられます。

内 容	対象店舗でテイクアウトメニュー等を利用した500円以上のレシートを5枚集め、専用のキャンペーン用紙に必要事項を記載のうえ、レシートを貼り付け500円分のクオカード又は下諏訪商連商品券と引き換え
対 象 期 間	令和2年4月17日から9月30日まで
ご相談窓口	下諏訪商工会議所 ☎27-8533 下諏訪町産業振興課商工係 ☎27-1111

※対象店舗は下諏訪商工会議所のホームページに掲載されております。

※先着順。クオカード等がなくなり次第終了となります。

新型コロナウイルス感染症予防対策製品等補助金

新型コロナウイルス感染症対策として必要とされる、感染症予防対策製品等を購入する費用の一部の補助を受けられます。

対象となる方	町内事業者又は下諏訪商工会議所会員
補助対象品目	・登録指定事業者の飛沫防止のパーテーション ・消毒液・マスク・非接触型体温計 ・リモートワークに必要とされる製品 ・その他感染症予防対策に必要とされる製品
補 助 額	購入費用（税込）の2/3の金額 上限10万円
申 請 期 間	令和2年6月1日から9月30日まで （この補助金は遡及適用が可能です。）
ご相談窓口	ものづくり支援センターしもすわ ☎26-2226 下諏訪商工会議所 ☎27-8533

観光事業者等経営支援金

新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、業績が著しく落ち込んでいる宿泊事業者及び主に観光客に対して商品やサービスを提供する観光事業者、飲食店事業者等は支援金を受けられます。

支 援 金 額	一律10万円
申 請 期 間	令和2年6月15日から7月31日まで
提 出 先	下諏訪町観光振興局 〒393-0015 長野県諏訪郡下諏訪町3289
ご 相 談 窓 口	下諏訪町観光振興局 ☎78-0023 下諏訪町産業振興課観光係 ☎27-1111

※詳細については、相談窓口にお問い合わせください。

Go Toキャンペーン

地域を再活性化させるため、旅行者等経由で期間中の旅行商品を購入した方はクーポン券を受けとれます。

内 容	<ul style="list-style-type: none">・ Go To Travelキャンペーン 旅行者等経由。旅行代金1/2相当分のクーポン券を付与 最大1人あたり1泊2万円)・ Go To Eatキャンペーン オンライン飲食予約サイト経由。ポイント1,000円分・ Go To Eventキャンペーン チケット会社経由。割引・クーポン等2割相当・ Go To 商店街キャンペーン 商店街等への誘客や商店街等での購買につながるイベントの取組支援
開 始 予 定	未定

生活に関してお困りの方への支援

安定した住まいの確保のために（住居支援）

住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し、住居を失うおそれがある方は、一定期間、家賃相当分の額の支給を受けられます。

対象となる方	次のいずれかの方 ・離職・廃業後2年以内の方 ・休業などにより収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方（収入・資産要件あり）
支給上限額	単身世帯：月額31,800円～36,000円 2人世帯：月額38,000円～43,000円 など
支給期間	3か月（最長9か月まで）
ご相談窓口	まいさぼ信州諏訪 ☎75-1202

入居保証支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方は、賃貸住宅の入居保証支援を受けられます。

対象となる方	連帯保証人を立てられず、賃貸住宅への入居が困難な方
支援内容	家賃3か月分
ご相談窓口	まいさぼ信州諏訪 ☎75-1202

県営住宅の家賃減免

県営住宅にお住まいの方は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に、家賃の減免を受けられます。

対象となる方	収入が県で定める基準以下に減少した世帯
減免率	家賃の1/3
ご相談窓口	長野県住宅供給公社諏訪管理センター ☎54-2010 諏訪建設事務所 ☎53-6000

県営住宅の一時入居

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止めなどで住居にお困りの方は、県営住宅に一時入居できます。

対象となる方	解雇などにより住宅に困窮している方
入居期間	1年以内（原則）
家賃	最も低額な家賃相当額から、1/3を減じた額 （月額8,000円）
ご相談窓口	諏訪建設事務所 ☎53-6000

生活に関してお困りの方への支援

生活保護

生活に困窮する方に対する最後のセーフティーネットとして、国が最低限度の生活を保障する制度です。

対象となる方	世帯の収入などが、国の定める最低生活費に満たない方 (資産や能力などの活用要件があります。)
支給額	国の定める最低生活費から世帯の収入額を差し引いた額
ご相談窓口	諏訪保健福祉事務所 ☎53-6000 下諏訪町健康福祉課福祉係 ☎27-1111

【生活保護は暮らしのセーフティーネットです！】

- 病気や怪我などで働けない、仕事を失ったなどの様々立ち行かなくなることは、誰にでも起こりうることです。

そのような経済的に困窮状態となり生活に困っている方に対して、憲法25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティーネットが生活保護です。

- しかし、生活保護に対するある種の偏見や誤った認識などにより、相談や申請を躊躇してしまう場合があると指摘されています。

生活保護は、国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、ためらわずに御相談ください。



【「相談や申請が難しい」と思われている方】

- ご相談窓口では、生活保護制度の内容や具体的な申請手続きなどについて、職員が丁寧に説明いたします。
- 相談・申請に際しては、
 - ・相談時に、書類は不要
 - ・事前に扶養義務者に相談していなくても申請が可能
 - ・申請時に、通帳の写しなど収入や資産等の状況を確認できる書類を提出できない場合、後日提出でも可能などの対応をしています

お仕事に関してお困りの方への支援

お仕事をお探しの方へ（就労支援）

就職困難者のための就職サポート

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた方、就職が困難になった方のご相談をお受けしています。

ご相談窓口	・子育て中の女性、障がい者、中国帰国者、ひとり親家庭の父母など どなたでも … 諏訪地域振興局商工観光課 ☎53-6000 ・ひとり親家庭の方などについての相談・紹介 … 諏訪保健福祉事務所 ☎53-6000
-------	---

職業能力開発に取り組むひとり親の方などは、給付金などの支給を受けられます。

○自立支援教育訓練給付金

対象となる方	児童扶養手当の支給を受けている方、または、同等の所得水準にあるひとり親の方など
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
支給額	受講料の6割（上限額：20万円 × 修業年数）
ご相談窓口	諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎53-6000

※受講料が12,000円以下の場合、対象外となります。雇用保険の教育訓練給付金の給付を受けられる場合は、支給額はその額を除いた額となります。

○高等職業訓練促進給付金

対象となる方	児童扶養手当の支給を受けている方、または、同等の所得水準にあるひとり親の方など
対象講座	介護福祉士、看護師、保育士などの専門性の高い資格取得を目的とする養成機関の課程
支給額	① 給付金 ・住民税非課税世帯：月額100,000円 ・住民税課税世帯：月額70,500円 ※ 養成課程の最後の12か月は、月額40,000円を加算 ② 修了時一時金 ・住民税非課税世帯：50,000円 ・住民税課税世帯：25,000円
ご相談窓口	諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎53-6000

※支給対象者には、入学準備金50万円、就職準備金20万円を貸し付け、一定の要件を満たす場合、返還を免除する制度があります。

※上記のほか、高等学校卒業程度認定試験合格支援として、対象講座の受講料の一部を支援する制度があります。

〔若年の方向け〕 ジョブカフェ信州

新型コロナウイルス感染症の影響で離職した若年の方（40歳台前半までの方）のご相談をお受けしています。県内企業での正規雇用就職を目指す「正社員チャレンジ事業」も実施しています。

ご相談窓口	ジョブカフェ信州（松本センター） ☎0263-39-2250
-------	--------------------------------

〔新〕 緊急就労支援事業（県・市町村・県民連携）（予定）

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方は、就労による生活資金の確保、その後の就労継続へのきっかけづくりのための緊急就労の支援を受けられます。

対象となる方	生活支援資金（社会福祉協議会が窓口となっている総合支援資金）貸付制度を利用されている方、「まいさぼ」による支援を受けている方など
内 容	・生活資金確保のための就労支援 ・「長野県あんしん未来創造基金」により就労事業所へ助成を行います。
ご相談窓口	長野県社会福祉協議会 ☎026-228-4244 下諏訪町社会福祉協議会 ☎27-7396 まいさぼ信州諏訪 ☎75-1202 福祉人材センター ☎026-226-7330

県非常勤職員の募集

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方を対象に、県の非常勤職員として勤務いただく方を募集します。

対象となる方	・企業等から内定の取消し、解雇・雇止めのあった方 ・個人事業主等で失業又は収入が減少した方
任用期間	令和2年6月中旬から3か月程度
勤務場所	県庁、地域振興局、保健福祉事務所、労政事務所など
ご相談窓口	長野県総務部人事課 ☎026-235-7137

※募集人数、報酬額等の任用条件の詳細は、県ホームページでお知らせします。

職業訓練

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。

対象となる方	公共職業安定所（ハローワーク）へ求職を申し込んだ方のうち、受講あっせんを受けた方
内 容	介護福祉士・保育士などの資格取得や、医療事務・パソコンスキルなどに関する知識・技能の習得
実 施 場 所	民間教育訓練機関など
ご 相 談 窓 口	県工科短期大学校、南信工科短期大学校、各技術専門校

※雇用保険を受給できない求職者の方については、職業訓練受講給付金（月10万円等）を受給しながら職業訓練を行う求職者支援制度がありますので、ハローワークへご相談ください。

ご家庭に関する支援

お子さんがいるご家庭へ（修学等支援）

子育て世帯臨時特別給付金

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給します。

対象となる方	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方
内 容	対象となる児童1人あたり10,000円
支 給 日	令和2年6月10日
ご 相 談 窓 口	下諏訪町教育こども課子育て支援係 ☎27-1111

※所得が制限限度額以上で特例給付を受給している方は、対象となりません。

子育て応援商品券発行事業

臨時休校や登園自粛に伴い、子育て世帯の経済負担を軽減し、消費に与える影響を緩和するため「下諏訪町子育て応援商品券」を発行します。

対象となる方	下諏訪町に住民票のある高校生以下のお子さんがあるご家庭
内 容	①高校生以下のお子さん1人当たり1万円分の商品券を配布 ②ひとり親世帯には、お子さん1人当たり2万円を上乗せ
対 象 期 間	令和2年6月27日から3月31日まで
ご 相 談 窓 口	下諏訪町教育こども課子育て支援係 ☎27-1111

※対象外となる商品・サービスがありますので、ご了承ください。

小中学校就学援助追加事業

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少した場合、学校用品・学校給食費等の必要経費の援助を受けられます。

対象となる方	下諏訪町内に在住で新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が減少し、家計が急変した方
内 容	学校用品・学校給食費等の必要経費の援助
対 象 期 間	随時受付中 ※申請時期により、援助対象期間、支給費目及び金額が変わります。
ご 相 談 窓 口	下諏訪町教育こども課教育総務係 ☎27-1111

※世帯の収入により審査をします。収入、家族構成によっては援助の対象とならない場合があります。

下諏訪町こども未来基金を活用した給付型奨学金

真に支援が必要な低所得者世帯の方に対して、給付型奨学金の支給を受けられます。

対象となる方	下諏訪町内に1年以上在住し、向上心を有しながら、経済的理由により、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学に就学が困難或いは現に困難である者で、真に支援が必要な低所得者世帯のこども
内 容	給付型奨学金の支給 ・高等学校、専修学校（中学） 月額：10,000円 ・高等専門学校、専修学校専門課程（高卒） 短期大学、大学 月額：25,000円
対 象 期 間	随時受付中
ご 相 談 窓 口	下諏訪町教育こども課教育総務係 ☎27-1111

※所得の要件がございますので、まずはご相談ください。

高校の授業料減免

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が著しく困難になった方は、高校の授業料減免を受けられます。

対象となる方	・県立高校 新型コロナウイルス感染症の影響で生活が著しく困難になった方（例：4人世帯の場合…年収見込額350万円未満）
減 免 額	・県立高校（全日制の場合） 月額9,900円 × 減免が必要な月数
ご 相 談 窓 口	〔県立高校〕各高校
そ の 他	私立高校については、制度の有無を含め、各高校にお問い合わせください

高校生等奨学給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方は、奨学給付金の給付を受けられます。

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税世帯等に相当すると認められる方
給 付 額	全日制の場合（年額） ①公立高校 第1子：84,000円 第2子以降：129,700円 ②私立高校 第1子：103,500円 第2子以降：138,000円
ご 相 談 窓 口	①公立高校 各高校 ②私立高校 長野県県民文化部私学振興課

高等学校等奨学金

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方は、奨学金の貸与を受けられます。

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、修学が困難となった高校生など
貸与額	①奨学金（月額） 公立：18,000円 私立：30,000円 ②遠距離通学費（月額） 26,000円を上限（通学費などの7/10） ※希望により最大12か月分の一括貸付を受けられます。
ご相談窓口	各高校

ご家庭に関する支援

特別支援学校に通学するお子さんがいるご家庭へ（就学支援）

特別支援教育就学奨励費

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が著しく減少した方は、直近の世帯収入による所得区分で、学校生活に必要な費用の支給を受けられます。

対象となる方	特別支援学校に通学するお子さんがいるご家庭など
支給額	所得区分により、実費の全額 または 1/2 ・学校給食費 ・交通費 ・寄宿舍居住に伴う経費 ・修学旅行費 ・学用品購入費 など ※ 対象とならない経費もあります。
ご相談窓口	各特別支援学校

ご家庭に関する支援

ひとり親のご家庭へ（ひとり親支援）

児童扶養手当

ひとり親のご家庭（所得制限あり）などは、児童扶養手当の支給を受けられます。

対象となる方	ひとり親の家庭など
支給額	児童1人目：43,160円～10,180円 児童2人目：10,190円～5,100円を加算 児童3人目以降：6,110円～3,060円を加算 ※支給額は、受給者ご本人や生計を一にするご家族の所得により判断されます。
ご相談窓口	諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎53-6000

母子父子寡婦福祉資金

ひとり親のご家庭などは、生活を維持するための資金などの貸付を受けられます。

対象となる方	ひとり親の家庭など ※ 貸付金の種類により、貸付の条件が異なります。
貸付上限額	貸付金の種類により異なります。
償還期間	貸付金の種類により異なります。
ご相談窓口	諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎53-6000

特殊詐欺防止に対する支援

特殊詐欺防止対策

(関連支援制度) 特殊詐欺防止対策用の電話機設置補助金

電話による特殊詐欺などの被害防止のため、対策機能がついた電話機などをご自宅で購入・設置した場合、経費の一部の補助が受けられます。

対象となる方	下諏訪町内に住所を有している方
内 容	・通話内容を自動的に録音する機能がある電話機、電話機に接続する外付け機器 ・不審な電話を自動的に切断する機能がある電話機に接続する外付け機器 【補助額】 購入・設置にかかった経費の2 / 3 (上限1万円)
対 象 期 間	令和2年4月1日以降に購入した機器
ご 相 談 窓 口	下諏訪町住民環境課生活環境係 ☎27-1111

II

悩みをかかえる皆様を支える体制

生活や仕事に関する悩みをかかえる方へ

今後の生活の維持にお困りの方のご相談

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、働き先がなくなるなどにより、今後の生活の維持にお困りの方のご相談をお受けし、住まいの確保や就労などの支援を行います。

ご相談窓口	まいさぼ信州諏訪 ☎0266-75-1202 〔受付時間〕9:30~17:00（土日・祝日を除く。）
-------	---

仕事に関する悩みをかかえる方へ

労働相談（緊急労働相談窓口）

新型コロナウイルス感染症の影響で仕事に関するお悩みなどをおかかえている方のご相談をお受けしています。

ご相談窓口	南信労政事務所 ☎0265-76-6833 〔受付時間〕8:30~17:15（土日・祝日を除く。）
-------	--

様々な悩みをかかえる方へ

〔心の悩み〕 心の相談

新型コロナウイルス感染症の影響で、こんな不安を抱えていませんか？
「新型コロナに関する情報を見ると、不安になる…」 「仕事の休みが続き、先を考えると不安…」 「自粛などで生活や事業が影響を受け、ストレスがたまる…」 など。
そんな時、まずはご相談ください。長野県は、あなたを見捨てません。

ご相談窓口	精神保健福祉センター ☎026-227-1810 〔受付時間〕8:30~17:15（土日・祝日を除く。）
-------	---

〔心の悩み〕ほっと相談

町では、専門相談員による心の相談を行っています。「気分が落ち込む」「眠れない」「イライラが止まらない」など、心の悩みをお持ちの方、1人で抱え込まずにご相談ください。

相談は予約制の個別相談です。実施日時については下記へお問い合わせください。

ご 相 談 窓 口	下諏訪町保健センター ☎27-8384 〔受付時間〕8：30～17：15（土日・祝日を除く。）
-----------	--

児童虐待・DVに関する相談

児童虐待に関する通告・相談や、DV（ドメスティックバイオレンス）に関するご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	児童虐待・DV 24 時間ホットライン ☎026-219-2413 〔受付時間〕24時間（365日）
-----------	--

育児・子育てに関する相談

保護者などを対象に、子どものいじめや体罰、育児、子育てに関する悩みなど、子どもに関する様々なご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	子ども支援センター ☎026-225-9330（大人用ダイヤル） 〔受付時間〕月～土曜日 10：00～18：00 （祝日・年末年始を除く。）
-----------	---

子ども・若者サポートネット

ニート・ひきこもりなど困難を有する方の生活上の悩み等、ご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	子ども・若者サポートネット南信事務局 ☎0265-76-7627 〔受付時間〕10：00～17：00（土日・祝日を除く。）
-----------	---

人権侵害に関する相談

不当な差別や誹謗中傷、いじめなどの人権侵害に関するご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	人権啓発センター ☎026-274-3232 〔受付時間〕火～日曜日 8：30～17：00
-----------	--

女性のための相談窓口

生活の中での悩みや困りごとをお持ちの女性の方からのご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	男女共同参画センター ☎22-8822 〔受付時間〕火～土曜日（祝日を除く。） 9：00～12：00、13：00～16：30
-----------	--

男性のための相談窓口

家庭、仕事、人間関係などに悩む男性の方からのご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	男女共同参画センター ☎22-7111 〔受付時間〕金曜日 17：00～19：00
-----------	--

心配や悩みをかかえる子どもたちへ

子どもたちの様々なご相談

いじめや体罰などの悩み、友だちや家族に関する悩みなど、子どもたちの様々なご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	子ども支援センター ☎0800-800-8035（子ども専用ダイヤル） 〔受付時間〕月～土曜日 10：00～18：00 （祝日・年末年始を除く。）
-----------	--

チャイルドライン

18歳までのお子さんの困りごと、悩みごとの声を受けとめます。

ご 相 談 窓 口	長野県チャイルドライン推進協議会 ☎0120-99-7777 〔受付時間〕毎日 16：00～21：00
-----------	---

学校生活の悩みなどの相談

学校生活に関する様々な悩みごとのご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	学校生活相談センター （24時間子どもSOSダイヤル） なやみいおう ☎0120-0-78310〔受付時間〕24時間（365日）
-----------	---

(新) 学校生活の悩みなどのLINE相談

いじめ、不登校など学校生活全般の悩みに関して、長期休業の前後などに、LINEによる相談窓口でご相談にお応えします。

期 間	〔集中期間〕 毎日相談を受け付けます。 7月 6日 (月) ~ 7月17日 (金) ※ 8月17日 (月) ~ 8月28日 (金) ※ ※…土日を除く。 〔通常相談〕 上記以外の期間は、毎週水曜日に受け付けます。(1月27日まで)
受付時間など	〔受付時間〕 17:00~21:00 (終了21:30) 〔QRコード〕  友だち追加用URL : https://lin.ee/39nW2JthI

外国人の方へ

外国人の方の生活に関する相談

外国人の方の生活に関する悩みごとのご相談にお応えします。

ご 相 談 窓 口	多文化共生相談センター ☎026-219-3068 (15言語に対応) 〔受付時間〕 10:00~18:00 (第1・第3水曜日を除く平日、第1・第3土曜日)
-----------	--

NPO 法人・ボランティア団体の方へ

(新)〔要支援者への支援〕地域支え合い活動緊急支援事業（予定）

子どもや障がい者、高齢者など困難を抱える方への支援を行うNPO 法人やボランティア団体などを支援します。

基金名	～あなたの愛が支える笑顔、あなたの想いを託す未来～ “コロナに負けない” 信州応援基金 (事業主体：公益財団法人長野県みらい基金)
対象団体	公共的活動を行う、県内に主たる事務所を有するNPO法人、 ボランティア団体などの非営利活動団体 ※ 長野県みらいベースへの登録が必要です。
対象事業	子ども、障がい者、高齢者などへの支援活動
対象経費	新型コロナウイルス感染症の影響で新たに必要となる経費 ・ 感染防止の徹底 ・ 新しい生活様式に沿った支援活動への移行 など
助成金額	原則として上限20万円
ご相談窓口	公益財団法人長野県みらい基金 長野事務所 ☎026-217-2220 松本事務所 ☎0263-50-5535

※他の公的助成を利用される場合は、助成の対象外となります。

コロナに関する相談先・各種支援などを知りたいとき

お困りごとの相談

新型コロナウイルス感染症に関して、「どこに相談したらよいのか」、「どのような支援があるのか」などの基本的なお問い合わせやご相談にお応えします。

ご相談窓口	お困りごと相談センター ☎026-235-7077 〔受付時間〕 8：30～17：15（土日・祝日を含む。）
-------	--